

平成 28 年 3 月 10 日

医療法人 尚徳会 一般事業主行動計画  
(女性活躍推進法関係)

女性職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 課題

女性職員が活躍できる業態であるが、職種・部署によって残業時間の偏りがある

3. 目標と取組み内容・実施時期

目標 : 残業時間を平均月 10 時間以内とする

- 平成 28 年 4 月～ 職種・部署別による残業時間の要因・問題点を調査
- 平成 29 年 4 月～ 管理職自身による勤務時間管理の徹底及び属人的な業務体制の見直しの構築
- 平成 30 年 4 月～ 目標の評価及び分析・改善

平成 29 年 8 月 24 日

医療法人 尚徳会 一般事業主行動計画  
(次世代育成支援対策推進法関係)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 9 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで  
(女性活躍推進法計画期間と合わせる)

2. 内容

目標 1：産前産後及び妊娠中の職員のための相談窓口の活用促進  
各種制度の周知促進

<対策>

- 平成 29 年 10 月～ 産前産後及び妊娠中の相談に限らず、様々な案件について相談窓口を活用促進。
- 平成 30 年度～ 相談内容によっては安全衛生委員会等で検討し、組織改善につなげる。

目標 2：育児休業中に仕事の両立が出来るような配置変換・育児時間などに関して計画的面談を行う

<対策>

- 平成 29 年 10 月～ 短時間勤務について 30 分単位で最高 2 時間まで自由に短縮できるように設定。該当者に対して面談等を行う。
- 平成 30 年度～ 個々に合わせた短時間勤務 100%を目指す。

目標 3：子どもを育てる労働者が利用できる措置として、個々に合わせた勤務計画の導入

<対策>

- 平成 29 年 10 月～ 150 種類以上の勤務時間（看護部）設定運用開始。  
(29.7～検討)
- 平成 30 年度～ 2 時間（短時間）非常勤採用の検討導入。  
短時間正職員の検討。